

【注意】電子入札運用にかかる IC カードの有効期限について

電子入札に使用する IC カードには有効期限があります。この有効期限とは IC カードに格納してある電子証明書の有効期限です。

発注者（市）側での操作時に有効期限が切れていると、この電子証明書によって署名された入札書等の提出物が有効と認められず、**開札不能等の問題が発生します**。また、失効とした IC カードも、有効期限の切れた IC カードと同様の扱いになります。（失効：代表者変更等で IC カード内の情報に変更があった場合、廃止手続きを行う）



例 1：参加申請時は有効であったが、参加資格確認時には期限が切れていた。

→業者からの参加申請は可能だが、発注者が参加資格確認のため、添付ファイルを開こうとしても、エラーとなり開けない。

例 2：入札書提出時は有効であったが、開札時には期限が切れていた。

→業者からの入札は可能だが、開札時に開札不能となり開けない。

例 3：開札日の翌日以降に期限が切れる。

→問題なく開札事務を行うことが可能。

IC カードの有効期限が切れる前に、IC カードを再取得されるよう、事務手続きを進めて下さい。

◎入札公告（指名通知）後、**開札日当日までに IC カードの有効期限が切れ、IC カードの再取得が間に合わない場合**は、速やかに**紙入札方式移行承諾願（様式第 4 号）**を総務課契約検査係へ提出し、電子入札から紙入札へ変更する手続きをして下さい。

【問合せ先】

小美玉市総務部総務課契約検査係

TEL 0299-48-1111（内線1272）